

令和2年度 第1回安曇野市スポーツ推進審議会 会議概要

1	審議会名	スポーツ推進審議会
2	日 時	令和2年10月27日(火) 午後7時から午後9時23分まで
3	会 場	安曇野市役所 大会議室
4	出席者	赤羽高明会長、古澤副会長、加々美委員、松田委員、湯本委員、布山委員、臼井委員、 小林いず子委員、小林可奈子委員、古川委員、麻田委員、藤森委員、千國委員、 赤羽敦子委員
5	欠席者	西村委員
6	市出席者(事務局)	橋渡教育長、平林部長、臼井課長、塩原係長、沖主査、中島主任
7	公開・非公開の別	一部非公開
8	傍聴人	1人

協 議 事 項 等

【次第】

- 1 開会
- 2 委嘱書交付
- 3 あいさつ
- 4 会長・副会長の選出
- 5 議題
(1) 公の施設の使用料のあり方について
- 6 その他
- 7 閉会

【会長・副会長の選出】

事務局 安曇野市スポーツ推進審議会条例第4条第1項の規定により会長・副会長は委員の互選により選出となっている。いかがか。

委員 事務局案があればお願いしたい。

事務局 事務局案として、会長に赤羽高明委員、副会長に古澤委員を推薦する。よろしければ拍手をお願いしたい。

—拍手により承認—

【議事】

議題 (1) 公の施設の使用料のあり方について

<事務局から説明>

資料1、追加A3資料

事務局 受益者負担を原則とした使用料金体系の構築を図るため、経費・使用料の考え方を全市で統一し、スポーツ施設の負担割合を現在の64.94%から75%にする。減免率は別の話である。減免基準は、100%免除と50%減額とがあるが、これまでにこの審議会で議論した検討経過を無駄にすべきではないと考えている。現在の区分に当てはめ直し、再度精査が必要である。

<質疑応答>

委員 追加A3資料の区分7「市内の高等学校の学習利用」が50%だが、資料1の基準に照らし合わせると100%免除になるのではないか。

事務局 このときは、市の統一基準がない中で審議をいただき、設定した減免率である。基準に照らし合わせて100%免除に上方修正しなければならない。

委員 ①「公の施設の使用料のあり方」についてはここで議論することではないという認識でよろしいか。②減免基準について、新たな基準を参考に再度審議していくという認識でよろしいか。

①負担割合75%が適当か否か意見をいただきたい。

事務局	②前回まで話し合っていたいただいた利用区分ごとの減免率について、再度審議いただきたい。
委員	減免について、前回までのものと統一基準のものとはどう変化するのか、比較表にしてもらいたい。負担割合を75%にした上で、減免率100%・50%にした場合の表が審議を進めていくには必要である。
事務局	単純に当てはめると、A3資料の区分1～12までは100%免除、区分13～30までが50%減免になると思われる。審議いただき、規則等に反映できればと考えている。 遅ればせながら市の統一基準が示された中で、改めて利用区分ごとの減免の考え方について意見をいただきたい。
委員	今まで審議会の中では、目標収入に向け減免率を見直しましょうというプロセスだったが、今後はそういったプロセスや費用に基づかず、単純に「減免率が100%・50%でいいか」を聞きたいということよろしいか。 市の施設利用料については市で決めるので、減免率について、各団体も含めて考えていただき、結果として目標がいくらになるというのはここでは議論しないということでもいいか。
事務局	これまでは明確な目標値がない中で、負担割合50%程度を一つの目安に減免率等を審議いただいていた。今後は新たな基準が示されたので、それを基に再考いただきたい。
委員	負担割合75%について、他の施設についてはどのようにして同意をいただくのか。また、使用料や減免率の変更により使用数が変化することも考えられる。スポーツ推進計画の数値目標を加味しながら進めないといけない。
事務局	この審議会を皮切りに公民館等についても今後運営審議会が開かれる予定である。スポーツ推進計画との整合はもっともである。見直し時期については検討中だが、念頭に置いて進めている。
委員	これまでの審議の中で減免率について議論されてきたが、統一基準が示されたとなると、この減免基準に当てはめるしかないのか。75%減免を設けるといった変更も可能なのか。 少なくともスポーツ少年団の100%免除はないということになるのか。
事務局	そういった変更も可能という認識である。 受益者負担の考えを原則として使用料をいただく中で、基準は基準として減免率をどうしていくのか考えていかなければならない。
委員	根拠がなく進んでいるような気がするが大丈夫か。近隣他市と比較検討しながらやってきた経過があるが、もっと丁寧に進めなければいけないのではないか。
事務局	<資料2・3>を説明 今回の統一基準は総務課で作成をしているが、近隣他市の状況を十二分に把握し、わかり易い制度になるよう設定したと聞いている。意見をいただく中で検討し進めたいと考えている。
委員	この審議会では何を決定するのが不明瞭である。公共施設白書がベースになるとするならば、それ以前にはなにも決められない。 新総合体育館は南社会体育館の代替施設のような面も持つはずである。豊科地域のみ地区体育館がない状況で新総合体育館のみ料金が上がるとすれば、南社会体育館利用団体はスポーツ振興の観点から見るとかわいそうに感じる。料金については激変緩和措置等をしないと豊科地域の理解は得られないのではないか。整理をして順番に物事を決めていかなければいけない。
委員	南社会体育館を定期利用している団体が20団体ほどいる。料金が上がる場合、利用回数を減らすことも考えられる。松本市は地区体育館が25施設あり、松本市総合体育館だけが利用料が高くても利用者への影響は少ないと思われる。状況が異なるので単純な比較はできないのではないか。

南社会体育館を壊すとなると利用者は減り、結果収入も減ることにつながるのではないかと。

事務局 新総合体育館には指定管理者制度を導入する。指定管理者は市の承認を得て独自に減免率を設定することが可能である。南社会体育館を定期利用していた団体については考慮する必要があるのではないかと考えている。その点についても選定された管理者と協議しながら進めたい。

委員 そういった配慮をする場合、便乗する人もいるおそれがある。期限を決めて実施しないと市全体で統一感がでないと思われる。しっかり考えておいていただきたい。

委員 指定管理といっても、資金的には厳しい状況だと思われる。余裕はないのではないかと。

事務局 「稼ぐことのできる体育館」をコンセプトに考えたい。

委員 「稼ぐ」となると大きな大会等が土日に開催されることになる。そうなると大会のために定期練習ができなくなることが懸念される。

事務局 「稼ぐこと」をコンセプトに据えても、それが最優先事項ということではない。市民の福祉施設であり、独占的にならないよう一般利用と商工業利用とはしっかりと調整をしていく予定である。

委員 資料2の全面使用料4,000円は資料1 P. 7 (3) 算出例からきているのか。例であるなら、実際の数字に置き換えてはどうか。ぜひ、あり方に基づいた数字を出していただきたい。

事務局 あくまで、算出例である。新総合体育館の料金算出の考え方は同じである。

委員 この「公の施設の使用料のあり方」は決定事項なのか。どこで検討をされて決定したことなのか。
また、経費に減価償却費や100万円以上の備品購入費を含めない理由についても教えていただきたい。

事務局 理事者、各部長が参集する庁議で決定したものである。
減価償却費や用地費を経費に含めた場合、施設利用いただけるような料金設定にはならないためと思われる。他市町村では含めている自治体もあると聞いているが、安曇野市ではその部分は公費で賄うべきだという考えである。経費には含めないが、負担割合を75%に設定している。

委員 資料1 P. 5の施設区分に火葬場は入らないのか。

事務局 一部事務組合の施設であり、市の財産でないのでここには入らない。

委員 市主催事業であっても50%減免を適用するというにはならないのか。

事務局 税金を税金で賄うというのは内部的にお金が回るだけなので、無駄を省くためにも100%免除という形になっている。

委員 市民の方々にスポーツを身近に感じていただきたい。新しい体育館ができて、受益者負担により運営されていくのは当然と考える。ただ、なぜ安曇野市は負担割合が75%なのか。その根拠が示されない何と前へは進まないのではないかと。稼働率を上げる意味でも、やりやすい環境づくりをしていくのに「75%」が適正なのか再度議論いただきたい。

事務局 全国的にみると負担割合が50%と75%に大別されるが、そういった中で安曇野市としては75%を選択したということである。

委員 負担割合75%で減免割合を適用させた比較表を作成しないと前に進まないと思われる。
負担割合75%を根拠にもってくるのは、総務課で施設区分・規模や他自治体をかなり検討した

結果と理解している。75%というのは資料1 P. 2のどの部分のことなのか。

事務局 表の③負担割合のスポーツ施設の64.94%を75%にするということである。

委員 現状の施設使用料の負担割合や算出根拠はどうなっていたのか明確にしていきたい。新しい求めた方とどう違うのか検討し、まず負担割合75%の根拠を固めて、その後減免率を議論していけばいいのではないか。

事務局 合併直後は使用料は旧町村ごとばらつきがあったため、近隣の施設も参考にしながら規模に合わせて同規模同一料金にした。現在のスポーツ施設の負担割合は結果論としての数値である。

その他

事務局 <新総合体育館スケジュールについて説明>

委員 体育館の設計や概要については体育協会に説明してあるのか。体育協会や審議委員を対象とした内覧会を設けたり、協力して進めていく配慮をお願いしたい。

事務局 体育協会への報告等を行っていなかったと思う。備品については体育協会に協力いただき、聞き取りを実施した。内覧会については総合体育館建設推進課とも協議・検討する。

委員 備品について、入札の募集ははじまっているのか。

事務局 備品について、各団体のご協力感謝する。当初予算確保に向け見積を徴取している段階である。

委員 次回の審議会開催予定はいつ頃を予定しているのか。その時にこの「公の施設の使用料のあり方」は決定しているのか。今後の減免率について議論していくのか。

事務局 「公の施設の使用料のあり方」は市として決定した事項と捉えていただきたい。指摘のあった点を精査して11月中に開催したいと考えている。減免割合については検討の余地ありということで今後議論をお願いしたい。体育館の運用開始に間に合うよう規則改正を進めていきたい。

委員 委員会で十分検討されず、議会に提出されたものなのか。

事務局 新総合体育館は都市公園条例の施設になるため、使用料を含めた条例改正案が経済建設委員会に提出されたが、意見聴取不足ということで9月議会では継続審査となった経過がある。そのため本日、審議委員に集まっていた。

21時23分 了